

(仮称) 當麻複合施設
及びその周辺整備に
関する特別委員会

令和7年12月16日

葛城市議会

(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会

1. 開会及び閉会 令和7年12月16日(火) 午前9時30分 開会
午前0時29分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥本佳史
副委員長 川村優子
委員 福本善之
" 木村公
" 靄本義明
" 速水一生
" 吉村始
" 谷原一安

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 増田順弘
議員 西川善浩
" 杉本訓規

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 東錦也
教育長 椿本剛也
総務部長 林本裕明
庁舎機能再編推進室長 木下友博
" 補佐 吉岡伸太郎
教育部長 勝眞由美
生涯学習課長兼
中央公民館長 石橋和佳
生涯学習課主幹兼
文化会館長 椿本真司
生涯学習課主幹兼
図書館長 石川孝子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	関 元 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第80号 葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について

調 査 案 件

(1) (仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する事項

開 会 午前9時30分

奥本委員長 皆さん、おはようございます。本日から（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会が始まります。これは令和3年1月16日に初設置されました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会というのがまず前の前身になります。今回から名称を変更するという形になりました。

まず、前段のところの庁舎再編のところなんですけども、令和3年から、まずは設置目的として、當麻庁舎の耐震性が劣るということで、その除却を至急やらなくてはならないということで、まずは除却をやりながら、庁舎の再編、業務をどういうふうに割り振るかということで、新庄庁舎を含めて様々な検討を加えてまいりました。その間、市民の皆様とワークショップを開いたりとか、新たな施設をつくるに当たってどういうものが必要か、あるいはどういったものにすればいいかという、いろいろアイデアをいただきながら進めてまいったわけです。行政と議会が一緒になって、新たな施設、當麻文化会館の再編も含めて複合施設をつくろうと、またその前にございました図書館、それから分庁舎の今の現状、教育委員会が入ってますが、その分庁舎も含めた上で、旧當麻庁舎の跡地も含めたエリアのこれからの再編をしていくという、そういう委員会になります。

この委員会というのは、葛城市が誕生して以来、初めてのファシリティーマネジメント、FMの本当に第一歩になる形になります。いろいろな庁舎機能だけでなく、行政機能を周辺に再編することによって、新たなまちづくり、これの本当の第一歩の取組になりますので、手探りのところはありますけども、行政当局と議会も含めて、また市民の皆様の声を聞きながら進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと確認をお願いしますけども、先頃、この委員会のLINEWORKSのところでも連絡しておりますが、本日の資料の一部につきましては、知的財産の関係で閲覧期限を設けております。配付資料の中には、データの中には回収という形になっておりますけども、その旨ご了承ください。議会全体のLINEWORKSの連絡ではなかなか入ってなかったのも、一部の議員さんでは周知できませんでしたけども、その旨ご留意お願いいたします。

それでは、始めます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会を開会いたします。

委員外議員、杉本議員、西川議員。

傍聴者はいらっしゃいますが、別室での傍聴となりますので、ご了承ください。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してから、ご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいま議題となりました、議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。議案書は6ページになります。

本案につきましては、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理について、公募型プロポーザルによる選定の結果、共同事業体かつらぎ未来デザインパートナーズを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間で予定しております。

なお、共同事業体かつらぎ未来デザインパートナーズにつきましては、代表構成員を株式会社JTBコミュニケーションデザインとして館全体の統括運営と市民活動分野について、また構成員として株式会社ヴィアックスにおいては図書館業務について運営を担っていただく予定をしております。

また、指定管理期間のうち、令和8年4月1日より現當麻図書館の指定管理業務を開始いたしまして、令和9年春頃に予定する（仮称）當麻複合施設の開館に向けて、業務がスムーズに移行されるよう進めてまいりたいと考えております。

これよりは、配付の資料に基づきまして、庁舎機能再編推進室の木下室長よりご説明をさせていただきます。

奥本委員長 木下庁舎機能再編推進室長。

木下庁舎機能再編推進室長 改めまして、おはようございます。庁舎機能再編推進室の木下です。よろしくお願いいたします。

議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定をご審議いただくに当たりまして、指定管理者の概要等について説明をさせていただきます。本業務につきましては、（仮称）當麻複合施設の管理運営におきまして、複合施設の基本理念に基づき、豊富な経験、独自の技術や知識を生かしながら、効果的な複合施設の管理運営を行い、複合施設の設置目的を達成し、その効果を最大限に発揮するために、また複合施設の開館に向けて、現在の直営により運営中の現當麻図書館の運営状況を把握するとともに、図書館資料の分類整理や配架準備等の開館準備業務を効果的、効率的に実施をし、現場での経験を踏まえてスムーズに複合施設の運営につなげるため、複合施設及び現當麻図書館の指定管理者を公募し、その選定を行ったものになります。

公募型プロポーザルにより、4事業者から提案書の提出がございました。外部委員を加えた選定委員会によりまして、厳正なる審査の結果、令和7年11月11日付で、共同事業体かつ

らぎ未来デザインパートナーズを特定し、令和7年11月28日付で、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設運営事業指定管理者基本協定を仮締結いたしました。なお、先ほどもございましたが、かつらぎ未来デザインパートナーズは、館全体の統括管理業務と市民活動支援業務を所掌する株式会社JTBコミュニケーションデザインを代表構成員といたしまして、図書館業務を所掌する株式会社ヴィアックスを構成員とする共同事業体となります。

続きまして、資料1-2、基本協定書の概要について説明をさせていただきます。指定管理者基本協定書は、市と指定管理者が相互に協力をし、複合施設及び現當麻図書館を厳正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的として、本指定管理業務の対象施設、指定管理期間及び業務の範囲と実施要件等、指定管理者の双方が負うべき責務等を定めるものでございます。

本協定は、葛城市図書館条例、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例及び葛城市の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の規定に基づき、當麻図書館及び（仮称）當麻複合施設の指定管理業務に関して必要な事項について、市と共同事業体間で定めるものでございます。

第1章総則におきましては、當麻図書館と複合施設の2つの施設を指定管理者で運営させる目的や運営の基準、それから、それぞれの施設の指定管理期間などについて定めてございます。

第2章、本業務の範囲及び実施要件におきましては、指定管理者が行う業務の範囲、市が行う業務の範囲、実施要件について説明するものでございます。

第3章、本業務の実施におきましては、指定管理業務を実施する上で、指定管理者が遵守すべき事項を定めるものでございます。

第4章、備品の取扱いは、市が調達した備品及び指定管理者が調達した備品の取扱いを定めるものです。

第5章、事業計画、事業報告及びモニタリングでは、指定管理者が提出すべき事業計画書や事業報告書について規定するとともに、市によるモニタリング、指定管理者による自己モニタリングについて規定をしております。

第6章、指定管理料及び利用料金につきましては、指定管理料の支払いや精算、返還、余剰金の取扱いなど、及び施設の利用料金の取扱いを定めるものでございます。

第7章、損害賠償及び不可抗力は、指定管理者が故意または過失により対象施設に損傷を与えた場合の損害賠償責任等について定め、市と指定管理者が付保すべき保険について規定をするものでございます。

第8章、指定管理期間の満了では、指定期間が満了した際の指定管理者の引継ぎの義務を定め、第9章、指定の取消し等では、指定管理者の取消しに該当する事項として、取消しの効果を定めるものでございます。

第10章、その他では、その他の定めるべき事項として、市と指定管理者の責任分担や指定管理者の労働法令の遵守等を定めてございます。

なお、この基本協定を基に、指定管理者は毎年度の事業計画及び収支予算を作成をし、市と年度協定を締結することになります。

続きまして、次に資料1-3をご覧ください。こちらの資料は、共同事業体からいただいた提案書をもとに、運営体制でありますとか、類似施設の運営実績、市民活動センターと図書館の運営の方針等を簡潔に取りまとめをさせていただきました。代表構成員であるJTBコミュニケーションデザインが運営統括と市民活動センターの業務を担当し、ヴィアックスが図書館業務を担当する体制となっております。

類似施設、類似業務の実績といたしましては、指定管理者、PFI事業等、業務委託等を含めて、JTBコミュニケーションデザインは64件、ヴィアックスは99件の運営実績がございます。人材育成と個人情報保護の方針に関しましては、各種の内部研修、部門横断研修、外部研修を実施するとともに、施設長から新任スタッフまで階層別研修や職務に応じた専門研修を実施することとしております。また、両構成企業ともにプライバシーマークを取得し、高度な水準で個人情報の管理を実施することとしております。

次のページに参ります。複合施設の各フロア、スペースにつきまして、特性を生かした取組が提案されてございます。特に市民活動センターと図書館の運営方針につきまして、特色ある部分を次のページでピックアップをしております。市民活動センターでは、市民、地域団体が自立自走した活動ができる機会、仕組みをつくる、これを理念といたしまして、交流機能を促進するために、市民同士の交流、来館者と交流を結びつけ活動を支援するコミュニティマネージャーと、活動を更に活性化させ新たにコミュニティの創出を図る役割といたしましてコミュニティデザイナーを配置することとしております。また、かねてより期待が寄せられておりましたカフェ事業者によるカフェの運営の提案もございました。

図書館の運営におきましては、各機能の強みを掛け合わせ、市民の出会いと学びを広げる、これを理念といたしまして、図書館と市民活動センター、それから庁舎、それぞれを掛け合わせ、機能融合・空間活用により、市民が主体的に学び、出会い、活動に参加したくなる環境を実現することとしております。

最後のページになります。指定管理者が複合施設で新たに企画する事業案の一覧を掲載しております。既存の市の講座に合わせまして、年間を通じた多数のイベント、講座を継続的に開催することとしております。

以上、ご審査賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明いただきました本案に対する質疑に入ります。質疑につきましては、指定管理者の議決に関わる範囲でとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。どうぞよろしく願いをいたします。私から、3つお伺いをいたします。

まず、このかつらぎ未来デザインパートナーズというのは、株式会社JTBコミュニケーションデザインと株式会社ヴィアックスの共同事業体でやられるということであります。ま

ず、この2つの共同体で、今までほかの自治体等での実績についてはあったのかどうかというところをお伺いをいたします。

この株式会社JTBコミュニケーションデザインと、それから株式会社ヴィアックスともに、それぞれにおいては各自治体等で豊富な実績があるかと思えます。ただ、JTBコミュニケーションデザインにつきましては、関西でイベント等でかなり豊富な実績があるかと思うんですけども、この株式会社ヴィアックスにつきましては、東京都内の公共図書館を中心に豊富な実績がありますけれども、関西で実績は、今まで私が見たところないようでもありますけれども、この2つ、共同事業体としての実績があるのかどうかということをお伺いします。

それから、先ほどのことにも関連しますが、関西でヴィアックスさんは初めて参入されるということですので、これについてJTBコミュニケーションデザインさんとのいわゆる連携、JTBさんはこの関西のほうで豊富な実績があるかと思えますが、ヴィアックスさんはそういうのがありませんので、懸念というほどじゃないんですけども、こういう中で関西のほうでは初めてという事例になりますので、この連携についてお伺いをしたいと思います。連携が大事だと思いますので。

それから、もう一つ、これは確認だけなんですけど、資料第2の14ページなんですけれども、この対象施設の管理責任という表がございますが、上から5つ目なんですけど、複合施設の休館日で、当麻庁舎の閉庁日における施設の管理が、これがいわゆる指定管理者の責任分担というふうになっているんですけど、これの意味について確認だけさせていただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 吉村委員、すみません。もう一回、3つ目の質問の資料2のページ4ですか。

吉村委員 14ページ。14ページと違う。右下のページでは16ページと書いてます。大きい字では16と書いてます。

奥本委員長 右下のページ数でいくと。

吉村委員 すみません、16ページです。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目、共同事業体としての実績があるかというお問い合わせでございますが、共同事業体での実績というのは今までになく、初めての組合せだということで伺っております。ただ、同じ敷地内で隣接した施設でお互いに管理を担っているというような箇所がございます。ですので、ふだんから連携があるというふうにはお伺いしております。

2つ目のお問い合わせです。連携に対しての懸念はないかというようなお問い合わせだと思っておりますが、企業間の連携ということですが、今回の事業に置き換えて言い換えさせていただきますと、いわゆる市民活動センターと図書館の連携ということになるかと思えます。ちなみに、市の要求水準では、今お配りしております資料の通し番号で言いますと、要求水準ですので、追加資料の23ページになります。23ページ、2の(1)統括マネジメント業務、ここに示さ

せていただいておりますように、複合施設間の機能間の連携・融合に向けまして、いわゆる要となる統括マネジメント業務というものを定義をいたしまして、マネジメント能力のある統括責任者の配置と業務体制を取ることを指示しております。

それに加えて、今回の指定管理者の提案におきましては、資料1-3に戻りまして、1-3の体制表をご覧くださいなのですが、通し番号で申し上げますと19ページ。この19ページにお示しいただいておりますように、統括責任者の配置はもちろんなんですが、その部門間の間に複合企画チームというものを組成をいたしまして、さらに、協力企業のバックアップ体制によりまして、足りない部分を補い合いながら、お互いに連携を強化していくという提案をいただいているところです。

それから、3つ目のご質問です。複合施設の休館日での当麻庁舎の開庁日における施設の管理につきましては、複合施設の休館日は、月に1度休館日がございます。これが平日に当たった場合は、庁舎が開庁しているという日に当たるわけですが、この日のいわゆる管理、庁舎への案内といった業務につきましては、指定管理者の業務であるということを決めるものでございます。

以上です。

奥本委員長 ちょっと待ってください。室長、吉村委員の1問目の質問のヴィアックスの関西での実績というところが答弁抜けていると思うんです。関西の実績もお願いします。

木下庁舎機能再編推進室長 失礼いたしました。関西エリアでの実績ということですが、ヴィアックスさんにおきましては、まず九州の都城市では「M a l l m a l l (まるまる)」という施設を運営しておられます。それから、広島廿日市市で「まるくる大野」という、この2つの複合施設を運営しておられます。割と新しい施設ですので、にぎわいがある、この施設ができたことによってまちの様子が変わったというようなことを言われるような施設になってございます。

以上です。

奥本委員長 九州と広島であるけど、関西ではないということですよね。

木下庁舎機能再編推進室長 すみません。近畿エリアに関してはございません。運営実績は現時点ではございません。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 3番目の質問につきまして、休日のときの指定管理者が案内をするということについて、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、あとヴィアックスさんは関西での実績がないということで、初登場ということで、また新たに、もともと都内であるとか、あと東日本を中心に実績のあるのは存じておりますので、期待はしたいなと思うところではあるんですけども。これも懸念点というわけでもないんですけども、公共図書館というのは、近隣の図書館司書が、研修であるとか、それから勉強会であるとか、そういったことをすることによって図書館司書の業務の質を担保していくという部分があるかと思うんですけども、今回単独といいますか、ヴィアックスさんの携わっておられる図書館は関西ではぽつんと、近畿圏にはぽつんと1個という形

になります。これについてほかの図書館とのそういう勉強会とかそういうふうなことについては、どういうふうなことを考えておられるのか。

もちろん、すぐ近くに直営の新庄図書館がありますので、その辺りのこともお答えいただけたらと思うのと、それから、あと災害等で応援体制、災害というか、例えばコロナとかいうふうなときに、例えば同じような業者さんでTRCさんというのがあります。これは関西中心に多いところで、私の好きな明石市民図書館さんであるとか、あるいは海南の「nobinos」なんかをされているところがあります。県内では大和高田とか、それからあと御所、桜井でされているので、そういった企業であれば人的な融通とか、そういうことができると思うんですけども、ヴィアックスさんについてはそういうのはどのように考えておられるのか、その辺りお聞かせ願えたらと思います。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

ヴィアックスさんは、近畿エリアでは初進出となります。逆に言うと、ある意味で失敗できない施設というふうに捉えてくださっていると伺いをしてございます。この運営に当たりますとは、初めから複数人の職員の方がこのエリアに移り住んでいただいて、事前に準備をいただくというようなことも聞いております。

会社のバックアップ体制につきましても、今の人材の確保のことですとか、研修の件につきまして、本社のほうから強力にバックアップをするという体制を組むということで臨んでいただくと伺っております。

それから、応急的な対応につきましては、今回、共同事業体での参加ということで、JTBコミュニケーションデザインさんとも、互いにフォロー体制を構築して臨むというふうに伺っております。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。共同事業体ですので、ヴィアックスさん単体ではありませんので、これについては、JTBコミュニケーションデザインさんと密接にその辺りはバックアップするというので承知しました。それから、関西初めてということでもかなり力を入れておられるということについても、承知いたしました。ヴィアックスさんにつきましては、公共図書館というものに対して明確なイメージを持っておられる、そういったことで運営しておられる企業だというふうには承知しておりますので、これについては期待をしておきたいなと思います。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。今回は指定管理者の指定に関わる議案であります。指定管理者として選考されたのは、4者応募されて、選考委員会のうち1社が望ましいということで選定されましたので、審査講評等ありまして、どういう形で他社と差別化してこの会社になっているのか、このことについて1つ聞いていきたいと思ひます。

それから、もう一つは、指定管理者制度というのは、公共施設を民間事業者に管理を委ねるという形の制度であります。つまり、行政が直営するのではなくて、民間事業者に行わせると。これは地方自治法の改正によってこの制度ができたわけですがけれども、葛城市におきましても多くの指定管理施設がありますけれども、ガイドラインを作成して統一的に運用していただきたいということで求めてきたところであります。

そのガイドラインにおいて、これは総務省も言っていることでありますけれども、民間の事業者の能力を最大限生かすとともに、事業経費の削減、これを行うということが指定管理者制度の1つの趣旨になっていると思います。実際、地方交付税の措置におきましては、今の公共施設、先ほどFMの話もありましたけれども、多くある公共施設、財政事情の中からどう経費を削減していくかという中で、指定管理者制度を導入する、そのことを前提に地方交付税も下げていくという方向に国はあると思いますので、この指定管理料の観点から、今回の指定業者の在り方、選考はどうかということ、この議案について質問をしたいと思っております。

まず、1点目ですがけれども、指定管理料に関わってなんですが、審査講評の追加資料で求めた資料に、公表結果一覧表が54ページに出ております。そこにA社からD社、4者それぞれの評価項目、1から11までありまして、点数が書いてあります。この点数によって、かつらぎ未来デザインパートナーズが最も高い得点で選ばれているわけです。その中で質問なんですが、11、業務、収支計画、経費の削減というところが、5点満点のうち、5のところ、5点、3点、5点、3点となっているんですが、お伺いしたいのは、指定管理料の評価における採点基準がここの中に入っているのかどうか。つまり、審査の評価項目の中に、提案審査の審査基準として、指定管理料の評価における採点基準として配点が書いてあります。例えば95%以上、参考価格の95%以上は3点、94%から76%までは5点、75%以下は3点というふうに書いてあるんです。

ですから、私が聞きたいのは、評価項目の5点、3点、5点、3点というところにそれが入っているのかどうか。端的にお聞きすると、A社、B社、C社、D社の中で、それぞれ幾らの提案があったのか、指定管理料の。このことをお聞きしたいんです。今回は指定管理料の参考価格を先に出して、そして業者から提案させると。そこには各業者が指定管理料を提案することになっているんです。それを評価してあると。その評価がこの表ではどこに入っているのかということをお聞きしたいんです。多分、私はこの11のところかなと思っているんですが、それを確認したいのと、実際にそれぞれ4者、それぞれどれだけの金額を提案されたのか、これについてお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。2つ目です。

指定管理料の積算に当たっては、私も全国各地のガイドラインを見ました。各市町村のガイドラインを幾つか見たし、葛城市のガイドラインをつくる時にも申し上げたことなんですが、まずは直営でやる場合のその施設の人員配置、そして水光熱費等管理料の見込み、さらにはどういう事業をやるかというその事業経費、これを直営である場合を積算して、その上で指定管理料を積算していくというのが一般的にやられるやり方です。つまり、だからこそ直営よりも安く出してきたところを採用してやっていただくと。だから、指定管理料を

もって指定管理者に公営よりも安くやっていただくということができるわけで、この積算、これについてお伺いしたいんですよ。

まずは、現在の當麻文化会館に配置された人数とか、當麻図書館に配置されている人数、これが一体何人なのか、あるいは當麻庁舎に管理業務として充てられている人員は何人なのか。これが複合施設になるわけですから、當麻文化会館、図書館、それから庁舎、この3つが1つの会館になって運営されるわけですから、元のそれぞれの会館の人員が何人なのかと。それに対して、今回の優先交渉権を持った方、ここが何人でこの複合施設を運営するということになっているのか。このことについてお伺いします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の質問です。指定管理者の評価における採点基準の配点につきましては、審査結果一覧表の(11)の部分で評価をさせていただいております。この提案価格につきましては、今、金額を一覧にしたものを手元に持ってきてはいないんですが、金額の開きといいますか、上と下の開きの差につきましては、およそ10%程度の開きがございました。5%から10%の開きがございました。それが点数の差にあらわれているということになります。

(「具体的な数字が欲しいんやけど」の声あり)

奥本委員長 今、数字は出せますか。すぐ出てきますか。

木下庁舎機能再編推進室長 確認して、後ほどお伝えをさせていただきます。

奥本委員長 まず2番目を回答してください。それから、一旦資料の提出の間の休憩に入りたいと思いますので、まず2番目の回答だけお願いします。

木下庁舎機能再編推進室長 そうしましたら、2つ目の問いにお答えをさせていただきます。

指定管理費の算定の根拠ということだと思われませんが、算定の根拠につきましては、まず事前にその業務内容につきまして複数事業者から見積りを聴取しております。まず、その見積り価格を基にしている点、それから市の直営による場合と、実際にうちのほうで積算を改めまして、必要な人員であるとか、シフト体制を考慮いたしまして積算をしております。その費用比較をさせていただいた点、それから、直近で同種同規模施設の運営実績を全国のほうから探させていただきまして、同種同規模施設との費用比較、それから、およそ複合施設というのが全国に30か所以上あるんですが、その30か所の同規模複合施設とのいわゆる統計データからの乖離率の推計、それから、先ほどありましたように、現在の施設管理費との比較といった手法で積算を積み上げてございます。

人数の比較ということなんですが、開館日でありますとか、開館時間が延長されることですとか、複合施設として新たにサービスの展開を仕様書のほうで求めていることから、現在の施設の管理費よりも全体費用というのは増加して見えるかと思うんですが、人数としましては、積算の根拠に戻りますと、同じように25人で参考価格を算出したところなんです。シフト体制を考慮して交代人員を配慮すると、およそ25人必要だろうというところで積算をしておりました。結果的に、提案のあった人数に関しては同じ、これは偶然なんですが、25人ということで提案をいただいております。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと答弁漏れもあるので、もう一回言いますけれども、積算人員は25人ということで、こちらが最初に新たな事業も含めて積算した人数で25人というのを立てられて、募集された方もそういう人数でちょうどあったということなんです、私が知りたいのは、今現在の葛城市の文化会館、これまでの當麻文化会館と、それから図書館、それから庁舎の管理人員に充てられている。これは答弁が漏れたので、これについてもう一度お願いします。今の積算根拠は分かりました。

奥本委員長 椿本文化会館長。

椿本生涯学習課主幹兼文化会館長 文化会館、椿本でございます。

令和7年度につきましては閉館しておりますので。令和6年度、直近の配置人員について申し上げます。日中に、夜間を除いて働いておられたのが、週5勤務が3名、会計年度で週2及び週3で働いておられたのが3名、そして夜間に1人配置しておりますが、これは週2で回させてもらっておりました。これは3人おられます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 確認ですけど、今は當麻文化会館のですね、文館のですね。

奥本委員長 石川図書館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

當麻図書館の令和7年度の人員配置でございますけれども、正職員の一般職が1名、それから会計年度任用職員が4名でございます、合わせて5人でございます。会計年度任用職員のみにつきましては、1日7時間勤務のものとなっております。

以上でございます。

奥本委員長 文化会館、図書館だけでよかったですか。

(「分庁舎で、もし管理部分で誰か」の声あり)

奥本委員長 分庁舎の管理に関するところの人員ってありますか。充てられているのがなければなしでもいいですけど、とにかく答弁お願いします。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 當麻庁舎の管理者につきましては、當麻庁舎に當麻庁舎管理者を1人、役割を充てさせていただいているのと、それから當麻庁舎管理ということで業務についておる管財課の職員が3名おります。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。人数を聞きましては、実際には非常勤の方もおられたり、正職員の方もおられるので、これは単純には比較はできないけれども、私自身はかなり指定管理者のほうは手厚い人員配置になったなというふうに感じております。それでお伺いしたいのは費用面です。つまり比較で、先ほど私が言いました直営である場合と指定管理者である場

合の比較なんです。これは事業が大きく膨らめば当然指定管理料が上がるというのは理解できるんです。今よりも充実したことをやろうとすれば上がってくるということが分かるわけですが、このことについて少しお聞きしたいと思うんです。

現状で、私も令和6年度の決算、事業費が全部出ていますから、當麻文化会館の事業費、管理費、運営費、それぞれ見たんですけども、そちらのほうで、今現在、令和6年度決算しか出ないのであれなんですけども、當麻文化会館、それから當麻図書館の管理運営費、それから庁舎の管理費、これは運営費じゃなしに管理費になると思いますけれども、その合計は一体どれぐらいになっているのか。これをお願いしたいんです。ざくっとしたものでいいですから、私もざくっとした感じで出しておるんですけども、一体どれぐらいの数字になるかお聞きします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

管理にかかる経費ということでお伺いをしておるんですが、これはなかなか項目として指定管理の提案の部分と対になる部分というのがすごく比較しづらくて、どの部分を削って、どの部分を足し込んで、今お答えをさせていただくのがふさわしいのかというのを悩むところがあるんですが、少し、もし言い方を変えてよろしければ、令和9年度以降の予算の計上の中で、うちのほうでいわゆる施設管理として必要な経費を図書館、文化会館、庁舎、それぞれにつきまして幾らぐらい削れるのかというようなお話であれば、今、指定管理料に合わせてお答えできるかなと思うんですが、よろしいですか。

(「今出ますか」の声あり)

木下庁舎機能再編推進室長 はい。

(「お願いします」の声あり)

木下庁舎機能再編推進室長 指定管理料が9年度以降計上されるかわりに、これまでの施設運営に係る予算要求額が幾らぐらい削減されるのかという視点でお答えをさせていただきますと、人件費としましては、本施設の運営に必要な人件費が指定管理料に置き換わりまして、いわゆる人事異動により他施設へ配属されるといったことになり、削減されると、そういう解釈をさせていただいております。会計年度任用職員は、希望に沿いまして新たに指定管理者に雇い替えをしていただきますので、そちらに載せ替えるというふうな解釈をしております。令和9年度以降は、需用費や光熱水費等も含まれておりますので、指定管理料に含まれる部分が幾ら削減されるかと申し上げますと、総額で約6,500万円削減されるということになります。

もう一つ、加えてお伝えしておいたほうがいいかなと思うので、お伝えしておきたいんですが、新たな指定管理者の指定管理料の中に含まれる経費としまして、人件費、それから報酬費、旅費、運営費、企画運営事業費、図書館等の資料購入費、光熱水費が含まれております。令和9年度以降の市の要求水準とした固定的な費用といたしましては、年度ごとに、資料購入費で900万円、光熱水費で1,200万円、企画運営事業費で300万円、備品購入等修繕費で30万円、その他Wi-Fiの設置費、それからマルチコピー機の設置費、それから複合機、いわゆる住民票発行ができる複合機の設置費、こういったものも含まれてございます。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 3回目になるから言い放しになるんですけども、指定管理者に指定することによって、直営でやる場合と比べて削減できる経費は約6,500万と。この中に、私は中央公民館事業費に含まれている、例えば様々な教室の講習などの講師料とか、ああいうのも當麻文化会館に入っていないので、ああいうものとか、図書館購入費も一本化になっているようなところもあったと思いますので、そういうのも入れるともうちょっと膨らむかなと思うんですけども、大体7,000万から、多く見ても8,000万ぐらいの経費削減かなと思っております。7,000万ぐらいですかね、大体。私はそういうふうに決算を見て思ったんですけども、問題はこの指定管理料の参考価格ですよ。

これが幾らになっているかというところ、これは5ページのところに、募集要項に出ております。5ページやけども、資料でいうと大きいところでのページ数は6ページになりますけれども、令和8年度は移行期間ですから8,400万円、令和9年度以降1億4,390万、1億4,530万、1億4,680万、令和12年度が1億4,830万、最終年度、令和13年度で1億4,900万円と、これは参考価格ですよ。だから先ほど幾らで事業者を落としたのかと、この参考価格に対して。つまり、ほぼ倍の指定管理料になっているんですよ、今回。直営であれば7,000万まで済むのが1億4,000万まで。参考価格ですから、ここまで上がっていると。毎年これは出ていくお金になります。

私は、この財政事情の中で、非常に厳しい葛城市の財政事情、経常収支比率も90%超えています。住民の皆さんのいろんな要望の中から、この間も経常的に出ていく支出が増えていきます。その中で、これは倍ぐらい増えちゃうんですよ。それは後でも確認しますが、事業内容が大きく膨らんだということがあって、事費も膨らんでいるんでしょうけれども、私はこういう結果になっているということはちゃんと認識しておく必要があると思ひまして質問しました。意見は特にここでは申し上げませんが、確認だけ、そういうふうになっているということは確認させていただきます。

奥本委員長 それでは、先ほどの審査結果のところの具体的な金額、その提出を求めますので、暫時休憩いたします。再開は追って連絡します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時26分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの谷原委員に対する答弁を求めます。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

先ほど休憩前に、今回4者提案していただきましたけども、それぞれの提案額ということの公開というお話をさせていただくということでおっしゃっていただきましたけども、本来これは、競争原理を確保するためというか、競争性を確保するためには、この金額を開示することで今後のほかの提案を、より質の高い提案をするに当たって、どうしても影響を及ぼ

しますので、今回個別なそういった金額につきましては差し控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

続いて、室長から説明をさせていただきます。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 今のお問いになった分にそのまま……。

奥本委員長 谷原委員、改めて質問の確認です。お願いします。

谷原委員 4者の金額を公表されないということでありましたので、もう一度、質問を変えてお願いしたいと思うんですが、この審査結果の一覧表に、(11)のところに指定管理料の提案についての評価が入っているということでありました。しかし、この提案の評価については、5段階評価、2段階かな、3点とか5点という2段階の評価になっているんですが、5点、3点、5点、3点となっているこの3点の2者、この2者につきまして、この基準が95%以上の提案をした場合は、つまり参考価格に対して95%以上の提案した場合は3点、あるいは75%未満だったら3点となっているので、かつらぎ未来デザインパートナーズの3点、それからD社の3点、それはそれぞれ95%以上の3点なのか、それとも75%未満の3点なのか、このことについて伺います。

これが1つと、金額は4者の金額、競争的なものがあるから言えないということですから、指定管理者として選定された業者については、これはプロポーザルでありますので、入札でありますから、選定された方のこの金額、どういう提案の金額になったのかということをお聞きします。

以上、2点お願いします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの問いにお答えさせていただきます。

各社の点数のどこの分類に属しているかということですが、まずA社は下の分類に……。

奥本委員長 かつらぎ未来デザインパートナーズとD社の。

木下庁舎機能再編推進室長 ごめんなさい、BとDだけでいいんですね。かつらぎ未来デザインパートナーズに関しましては、上の95%以上の評価に属しております。それから、D社につきましても上の分類に属しております。かつらぎ未来デザインパートナーズの提案金額になりますが、合計で8億1,793万9,830円となっております。

(「初年度ですね」の声あり)

奥本委員長 初年度ですか、これは。

木下庁舎機能再編推進室長 期間全体で、8億1,793万9,830円です。

以上です。

奥本委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 結構です、この数字で。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 なかったらもう一度お聞きしたいんですが、今、8億1,793万円ですね。分かりました。

これは期間全体ですので、期間全体で指定管理料の参考価格が8億1,820万円となりますから、かなりもう100%に近いような、私としては、普通、これはもう参考価格を出してはりますので、出してはりますからこういう金額になったのかなとは思いますが、ほぼ95%、高い数字になったなというふうに思いました。これはそういうことで、出されている以上はそういう数字になったんだなと思っています。

2回目の質問をさせていただきます。1つは、つまり事業が膨らんだんですよ。従来の事業を膨らませているんです。私、4者の提案を見まして、非常にいろんな多彩な提案をされているなど。従来の當麻文化会館とか図書館でやったことがないような様々な企画提案をされて、それをやればにぎわいは出てくるだろうと思うぐらい非常に積極的な提案をされているので、これだけ事業費がほぼ倍近く膨らむということになるんだろうけれども、そこでこれは確認なんです。

審査講評の総評があります。4者を比べて、これはプロポーザル方式のいいところで、いろんな会社が提案するのをしっかりと市のほうも受け止めて、選ばれなかったところの提案もちゃんといただいて、今後生かすことができるということで、プロポーザル方式のいい点だと思えますけれども、講評の総評において、最後のところでこういう文言があるんです。今後、葛城市との協議において、提案内容の実現可能性を十分に確認しとあります。つまり、提案内容の実現可能性を十分確認する必要がありますよと総評では書いてあります。提案が多岐にわたるため、飛ばしますけれども、持続的運営に向けた優先順位づけや協働体制の丁寧な構築など、市と十分に協議しとあるんです。私が見ると、企画事業一覧では年間300件ぐらいの企画事業がば一つと書いてあるんです。300件って書いてあるんです。

だから、非常に多岐にわたる様々なことをやっていくということになるので、そもそも実現可能性があるのかということ。それから、それをやるために市と十分協議して丁寧な、やる体制を構築する必要がありますよと。だからこの点について、私は、積極的な提案は何ほどもできるけれども実現性が問題なので、ここら辺についてのお考えをお聞きしたいんです。大変多くの提案、チャレンジをやられていますので、こういう講評の総評の中でこういう評価になったんだろうと思えますけれども、こういうところ辺をどう考えておられるのかというのをお聞きします。つまり、言葉を変えていますけど、年間300件と書いてある企画の提案を、これをやると、業者はこれをやるんだということを約束しているのかどうか。いやこれは提案でしたということになるのか。これを確認させていただきたいと思います。これが1つ目です。

2つ目なんですけれども、これは指定管理者制度のガイドラインのときにも、私、繰り返し述べたことなんですけど、利用料金、これは公共施設の使用料に当たるものですから、条例に定めてある。使用料を上限として利用料金を定めていく、これははっきりしているんです。もう一つ、業者が、先ほどありましたカフェをやる、物販をやる、そこでの料金が発生すると。これをほかの地方公共団体では、利用料、利用料金じゃないですよ。利用料金というのは、これは条例で定めてあるものの使用料の上限として利用料金を定めますから、これはい

いんですけれども、いわゆる会館施設使用料とか、あるいは利用料金と違って、物販業者、先ほど言いましたカフェなどの、そこにも料金が発生するわけです。これは利用料というふうな言い方をよく他市ではやっていますけれども、これのことについて書かれてないんですよ。要求水準表とか。だからこの扱いをどう考えておられるのか。

つまり、指定管理者の今後協定書をつくっていくというふうなことになっていこうかと思うんですが、この中にも一部ありましたカフェ等をやっていただくと。食事を提供したりとか、そこで料金が発生しますよね。料金設定の在り方、あるいは考え方によっては、指定管理者が第三者に一部を貸し出すこともできるわけです。全体を第三者に委ねることはできませんと書いてありますけど、一部の施設を第三者に任せることはできるようになっています、契約で。そうしたら、例えばカフェ事業者にその一角でカフェをやってくださいと。そこで使用料を取ることができると、指定管理者は。これは利用料金じゃないと思うんです。お分かりかな。

私が何でこんなことをうるさく言うかという、要は指定管理者制度におきましては、民間事業者がやりますから、独自の企画で、独自の事業で、そして利用料を得てそれを管理運営費に回すと。だから指定管理料が下がるという制度設計なんですよ、指定管理者制度は。なぜ民間にやらせるのか。つまり、民間事業者はそこで商売していいですよと、利用料を取ってくださいと。利用料金は別ですよ。利用料を取ってくださいと、設定して。それで管理運営をやってくださいと。イメージとしては、道の駅かつらぎなんかは、修繕費なんかはそこで自分たちの利益の中から出すということになるわけですから。道の駅かつらぎなんかもそうですよね。利用料金以外にいろんな事業者の出荷販売手数料を取ってますよね。それに対する関与はどうなっているかということを知りたいんです。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 まず、1つ目の問いにお答えをさせていただきます。企画運営の事業のことについてのお問いだったと思います。年間300件以上のイベントの実施が実際できるのかというような内容ですが、企画提案書の内容につきましては、基本的に書いたことは実現していただくと、これが基本の基本になります。基本の基本にはなるんですが、プレゼンテーションの中でも、この300件に関しましては同様のお問い合わせが審査委員さんからもございました。その内容を少し紹介させていただきたいんですが、この回答としまして、事業の開始段階では指定管理者が主催者となりイベントを実施していくことになります。しかし、あくまで市民活動の主役は市民さんだと考えています。指定管理者は市民の参加をサポートし、活動の継続に対して伴走していくことで、市民の自発的な活動が広がることにつながり、他市では年間1,000件を超えるイベントが実施されている施設もございます。初年度から300件達成を確約するというよりも、最初はきっかけとなるイベントを多数実施し、それらが徐々に市民主導の活動へと置き換わり、館内の各所で様々なイベントが実施されていくという将来をイメージしていますというお答えをいただきました。ですので、実施に向けて、限りなく実施可能な範囲で実現していただけるものと思っております。

それから、審査講評には、これは審査委員さんからいただいた講評になるんですが、一部

そういった表現、今、お問いにありましたような表現がございます。これに関しましては、審査委員さんともお話は、その当時させていただいた経緯があるんですが、これは事業者の実現に懸念があるという表現ではなくて、あまりに多岐にわたるハイレベルな提案を多数いただいていると。末永くこの先も指定管理事業が続く限り、その事業を継続していただくことが大事ですよと。それは市が事業者の提案レベルに追いついて、施設の担当者でありますとか、我々の担当が代わっても、そういう効果を維持していく体制を構築することが大切ですよということを伺っています。市に対する、いわゆる懸念の裏返しの表現かなというふうに我々はとっておるわけです。市の将来に対しての意見を聞くことでありますとか、確認する体制の構築などについて、事業者にも協力を求めるという形で、市との関係性がよくなることで、運営は更によくなっていきますよというような表現と捉えておるところです。

以上です。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。今、答弁は木下室長がしたとおりでございますけれども、先ほどから出ておりました指定管理料のお話でございます。直営と指定管理の話が出ったかなと思うわけでございますけれども、その件に関しましては、委員も以前からこの委員会等で聞かれて分かっておられるかなと思いますけれども、当初の開館日数であるとか、開館時間でありますとか、それよりもはるかに指定管理をした場合には時間の延長であったり、また日数、はるかに変わっております。そういった中で葛城市民の住民サービスというものを向上させようという目的もございまして、このような形で時間の延長、また日数の延長という部分では、当然指定管理料、ちょっと高くはなってくるという部分はあつてしかりかなと思うわけでございます。

また、それをすることによって何が生まれるかといいますと、今まであの施設に入つてこられなかった人が、こんなできたんやということで、目新しさで今まで来れなかった人が図書館に来る、来れなかった人が文化会館に入ってくるといったような、そういった効果も生まれてくるというのを見込んで、このような金額設定になっておるという理解をしていただけたらと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 利用料金のところ答弁がまだです。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 2つ目の利用料金のお問いについてお答えをさせていただきます。

利用料金ですが……。

(「利用料」の声あり)

木下庁舎機能再編推進室長 ごめんなさい。利用料につきましては、指定管理者の収入というふうに区分をさせていただきます。今お話にもありましたように、カフェ事業者の利用料につきましては、そもそもそのカフェの事業採算性というのがかなり厳しいラインで、運営が可能になるかどうか厳しいラインだということは事前からもお伝えしていたと思うんですが、同様にかなりぎりぎりの採算で運営していただくこととなりますので、カフェ事業者の収入としてそ

の使用料は得ていただきまして、それでもって運営をいただくと。逆に、採算が厳しくなったときに対しては、この指定管理事業者から、ある種そういう補てんであるとか、事業の置き換わりを事業者が負担をしまして継続していただくと、5年間の継続をしていただくという約束になっております。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

先に2つ目の質問をしますけれども、利用料については、これは設定の段階で市との協議とかを必要とするものとするのかどうか。これは協定書の中身になると思うんですけれども。と申しますのは、やっぱり公共施設です。指定管理者というのは、民間がやるにしても、施設そのものは葛城市の税で建てられたわけです。指定管理者は初期投資なしに経営ができるわけやから、そういうメリットがあるわけですけれども。これはやっぱり公共施設ですので、あまり高い料金だと、例えばコーヒーがあまり高いと、近辺で比べて。これは必ず市民の方からもいろいろ出てくると思うんです。だから、利用料についても、公共施設の中にある適切なものとして、市が関与しているところが私はほとんどだと思うんですよ。ここはしっかり協定書の中にも書き込んでいただくかなんかになるのかどうか、これについて。

いやもう自由ですよと、利用料について、自主事業についての料金は自由ですよ。例えば、これはカフェだけじゃなくて、事業者がいろんな企画をやります。研修とか、いろんなイベントをやる。参加費を取る可能性だってあるんですよ、参加料。これがカフェやったらもっと分かりやすいんだけど、これまで、例えばいろんな講座、比較的安い料金で講座に文化会館で参加できていましたと。陶芸教室とか、いろんなものに参加できていました。そういう教室を利用料を取って、参加費という形で取って、設定するというのもあると。それも全部指定管理者の収益になるわけやから、たくさんそういうイベントを打って収益を上げていくこともやろうと思っただけでいいわけですけれども、その利用料の在り方、自主事業における利用料の在り方については、市がきちっと関与できるのかということについてお伺いします。ここで市民の方にいろいろご意見をいただくような一番大きいところだと思いますので、お願いします。

それから、イベントを300やると、それは今後増えていくということで、まずはここから自主事業がどんどん立ち上がって、市民の方がやればもつとなるという実績があるということも他の施設であるということですので、これについてはしっかり期待して見ておきたいと思います。それについては了解いたしました。

以上、1つだけ質問。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 まず、利用料のお話でございますが、追加資料の28ページをご覧ください。28ページの④自主事業の積極的な参加、企画、運営という部分に当たります。これがいわゆるカフェ事業ですとか、そういった部分の自主事業という部分を規定する文書になります。積極的な実施を望んでいるという表現でございますが、公共施設を活用する以

上、いわゆる経費を超える収入・収益が発生する場合等には、指定管理者のインセンティブを確保しつつ、利益の一部をまちづくりの視点を持って還元し、他機関との連携をはじめとしたエリアマネジメントに資する展開を目指すことが望ましいと考えているというふうに規定をさせていただいておりますので、これを達成していただけるものと思っておるところです。

それから、各種イベントの利用料に関してですが、この事業の実施につきましては少し説明を加えさせていただきたいんですが、同じ追加資料の24ページをご覧くださいんですが、24ページの③講座・教室の企画運営というところになります。市がこれまで実施をしてきました講座等をもとに実施を求めて、指定管理者で市の代わりに実施していただくというのが指定事業という名称で規定しております。それから、その下になりますが、指定管理料を活用しつつ、実施を更に進めていただくというものを提案事業という形で規定しております。この2つに事業自体が分類をされてまいります。先ほどの自主事業と併せて大きく3つの分類に分けて、その事業の実施を進めていただくこととなります。

この指定事業に関しましては、ここの文章にもありますとおり、誰もが無償で自由に参加ができ、市民活動のきっかけづくりとなるオープンな運営をするということを求めてございます。また、提案事業に関しましては、市民活動のさらなる振興を目的としまして、指定管理料を活用した運営が基本になりますが、材料費等の参加費を徴収し、いわゆる採算性とか実現の可能性を高めるということを想定しております。先ほどの自主事業に関しましては、指定管理者がいわゆる独立採算で実施することを想定していますので、集客力のあるイベントを開催しまして、チケットを取っていただくとか、それ以外にもユニークベニューというその場所を使っただくことで収入を得るといような事業、それから駐車場を活用してマルシェを実施するよといようなことも提案いただいている内容にはございます。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。指定事業、これは指定管理料の範囲内と。それから提案事業、これはその延長で、材料費等の参加費は取ることができると。それ以外に自主事業として、独自企画で先ほどおっしゃったようなことでチケット販売等もやって、それは収入とすることができると。私が聞いていますのは、この自主事業における料金設定について、市と、あるいは自主事業の中身も含めて、提案事業のところきちんと書いてあるんです。提案事業のところは、提案をもとに生涯学習課との協議によって決めると書いてありますから、企画の中身や当然その料金についてもここで協議されるんだろうと思います。

それはもう書いてあるからいいんですけど、僕が聞きたいのは、自主事業についても同様に、どんな事業をするか、例えば公共施設でとんでもないことをやることはないと思いますけれども、ええっと眉をひそめるような企画をやっちゃったということが出てくるのも困る話で、料金設定もそうなんですが、そのことについてどうかと。つまり、自主事業についても、生涯学習課との事前協議の中で、これはやっていいですね、これぐらいの料金でいきましようという協議があるのかどうかということを先ほどから聞いているんです。

奥本委員長 今の再質問という形でいいですか。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

その件に関しましては、ある一定の自由度というか、裁量を持っていただいて、自由闊達に事業を展開していただくということが本来の趣旨にはあるんですが、もともとの事業計画、それから収支計画で、年度協定を年度ごとに交わさせていただくことになります。その年度に開催する事業の計画ですとか、そういった収支についてもうちのほうで審査をさせていただいて、その上で協定を交わすということになりますので、ある一定の審査といいますか、市のほうに確認する機会というのをございます。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、この指定管理者制度運用の中で、自主事業というのは結構肝なんですよ。先ほど言いましたように、ここで利益を上げたら、その利益を上げた分で、例えばカフェ事業で赤字が出て補てんしてくださいよと言いやすくなるわけです。つまり、民間事業者にとっては初期投資がないですから、そこで利益を上げれるわけですから、それは自由に上げれるということになれば、どんどん上げていただいて活発になると。それをほかの事業に、先ほどおっしゃったけれども、当ててもらったり、あるいはこちらも指定管理料を下げていくというふうな形で負担を求めたり、いろいろできるので、いろんなところが要は公共施設における管理運営費を下げるために指定管理者を利用すると、どうぞやってくださいということが増えているんです。

その際に、やはり年度の初めに計画と予算等も含めてやりますからということですが、事業者は自由闊達になったら、年度途中でもこれを打とう、あれを打とうという企画がどんどん出てくると思うんです。その際にもちゃんと、市が全く知らないでやっていたということがないように、やはりそこは協定書ではっきりと、公共施設の利用ですから、それは市民の方も見ておられるわけですので、そこに全く市が知らないで自主事業やっていた、料金設定やっていたということのないように、これは意見ですので、これはお願いしておきたいと思えます。

以上です。

奥本委員長 ほかにないですか、質疑。

川村副委員長。

川村副委員長 よろしくお願いいたします。今、谷原委員、様々な角度で質問いただきまして、私も重なったところもありましたけれども、いろいろな答弁をいただきまして、理解をさせていただきました。

指定管理料については、今もうこの形で進んでいこうという方向ですけども、一番肝腎なのは、これによって市民サービスがどれだけ増大するかと。ここを一番の要としていかなないと駄目なんですけどね。様々な自主事業、それから提案事業や指定事業とか、いろいろと分類していただいて、市民さんが自由に使える部分と市民さんがこれまでの文化会館を利

用されている形で、そう変わりなく新しい施設で活躍していただくという機会を持ち続けていただくことが一番の願いなんですけども、そこに更に多くの市民を巻き込んだ市民活動、ここに軸を置いていただいていますので。

ただ、この事業を進めていただいている、指定管理料もそれなりに取っていただいている状況の中で、協議会みたいなものを、要するに市民の声というものを吸い上げていく、行政がそういう協議会みたいなものを立ち上げて、そういう声を反映していく場というものは、これまでも文化会館の審議会とかありましたけども、これはどうなっていくのかということころら辺も確認をしていただきたい。

要するに、都度、やっぱり市民の声を聞いて、確認のそういった機会を持って、また求めていくものも変わっていくだろうと。自主事業が、先ほども心配ありましたが、ある自治体、この近隣なんですけども、指定管理をして、大手のイベントを持ってきて非常に派手にやっている事業を進めていかれた市民さんの感想は、自分たちはそういうところに行く機会はあるんだけど、要するに自分たちの今までの活動が見えにくくなったと、こういうお答えをもらっているところもあるんですよ。私はそれが一番心配するところで、その声を、日々いろんな形で進化していく中で求めていく。市民が求めているものというのは基本的に何だろうとしたときに、そういう協議会みたいなもの、声を聞く場というものを設けていただくのかどうか、それを確認したいと思います。

奥本委員長 石橋中央公民館長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課兼中央公民館、石橋です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、準備の段階で、指定管理者のほうからボランティアの方とか、いろいろそういうふうな協力者を募って、そういうふうな方との対話で、また今までそこで教室、講座をされていた方との対話もさせていただきたいと考えております。実際、9年度オープンしてからにつきましては、月に1回の私どもとの会議であったりとか、四半期に1回程度のいろんな各種団体の方との会議等も予定しておるところでございます。そういった中で、様々な立場の方の意見というのを吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

奥本委員長 川村副委員長。

川村副委員長 指定管理というこの制度を導入していくことで、こういったことは必ず必要になってくると思います。今も全体に見て指定管理をしているその運営について、市民から、道の駅1つ例をとってでもいろんな意見を聞くわけです、議会としては。そういう声をどう届けるのかということころが、なかなか鈍っているところがあるので、この際、この新しいまちづくりの一步になるところが、市民に歓迎していただいて、市民の声をしっかりと届けていける場所でないといけないので、そういうところは重要視していつてもらわないといけないので、いろんな様々な声、もう日々そういったまちの声というか、文化会館というか、その複合施設の中で市民の声を聞く、そういったご意見箱みたいなものも含めて、いろんな意見があると思いますけれども、多くの人の感想というのを求めていくという機会をぜひつくっていた

だきたいなと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかに質疑。

霧本委員。

霧本委員 お願いします。指定管理料の6年間の総額が、先ほど8億1,793万ってお聞きしまして、この参考価格で、稼働後の令和9年から令和13年度が年間1億4,400万から1億5,000万になっていて、令和8年度のまだ開館前の準備年が8,400万となっていますけども、この費用が大まかに人件費、運営費、企画運営事業費、図書等の資料購入費、光熱水道費に分けた際に、例えば令和8年度の8,400万と、あと稼働後の例えば初年度の、9年度の1億3,900万、経費ごとでの割り振りの数字というのは、金額というのは分かるのでしょうか。

奥本委員長 参考価格の中でどういう割り振りをしているかという質問でよろしいですか。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

積算の根拠に当たるとは思いますが、いわゆる積算に当たりまして、人件費、運営費、事業費、光熱水費、図書購入費、管理費といった具合に、項目ごとに金額を積算しております。よろしいですか。

奥本委員長 具体的に金額、その項目は下に書いてありますよね。②の指定管理に含むものって。これが要は積算の割り振りということですよ。それぞれの金額を知りたいという質問で、もう一度改めて。

霧本委員。

霧本委員 それぞれの割り振りで、稼働後の5年間のうちの例えば初年度の、9年度の1億3,490万ですか。これの経費の割り振り、あとこの準備で8,400万もかかっていますので、開館前の8年度の8,400万の割り振りを教えていただきたい。分かる範囲ですけども。分からなければ結構ですが。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 8年度におきましては、現当麻図書館の運営に係る運営費と、それから新館の開館準備に要する費用ということで割当てをしております。人件費としまして、およそで大丈夫ですか。四千五、六百万円程度の人件費を見込んでおります。運営費としましては1,300万円程度、事業費として200万円程度、光熱水費として140万円程度、図書購入費として350万円、管理費として580万円程度、引っ越し費用として870万円程度といった費用を見込んでおります。それ以降、人件費は年度ごとに上昇率を見込んで上昇して行くんですが、まず9年度でお答えをさせていただきます。人件費が8,800万円程度、それから運営費が1,500万円程度、事業費が250万円程度、光熱水費が1,200万円程度、それから図書購入費が900万円、それからマネジメント費用が50万円、それから管理費が1,500万円程度といった分類になってございます。

以上です。

奥本委員長 よろしいですか。

靄本委員 もう一点。図書購入費なんですけども、既存の図書館の本もあると思うんですけども、これはどういうふうな形になるかというのは分かるんですか。

奥本委員長 石川図書館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川でございます。

現在當麻図書館で所蔵しています本につきましては、新しい複合施設の図書館のほうに移せるものと、もう内容も古くて傷んでいる本として除籍していかなければいけない本と、今分けているところでございます。計画ですけれども、新しい當麻図書館の令和9年春にオープンする段階で、一応新しい新刊書といたしまして、約1万3,000冊ぐらいを購入したいと思っております。9年春にオープンするときには、大体6万5,000冊から7,000冊ぐらいで新しい図書館をオープンできたらとは、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。質疑終わって大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

この後、議員間討議、それから討論・採決に入るんですけど、一旦ここで暫時休憩を挟みたいと思います。その間に、特に当選された新人の議員さんに、指定管理のところはなかなか難しいかと思っておりますけども、まず指定管理制度とは何かというところを、これまでもこの会議に臨んで調べてきていただいていると思っておりますけど、もう一度確認していただいた上で次の討論・採決に入りたいと思っておりますので、休憩時間の確認だけお願いします。総務省の指定管理者制度についてのところに詳しく載っておりますので、検索して確認だけしておいてください。それを踏まえた上で、今回の議第80号の議決というか、この委員会での採決に入りたいと思っておりますので。

そしたら、10分間休憩を挟んで、11時20分に再開いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時20分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど休憩に入る前に質疑終結と申しましたけれども、この休み時間にいろいろ意見を整理していただく時間が取れましたので、追加の質疑がまだ受け付けるという形で、あるということなので受け付けたいと思います。

質疑ありませんか。

増田議長。

増田議長 ちょっと聞かせていただいて、指定管理になることによって準備室の室長のほうからの説明も非常にわくわく感のある、企画力のあるJTBさんの内容を聞かせていただいて、期待をするところであります。これが指定管理の目的であろうというふうにも思うんですけども、ただ、これは過去の指定管理をしていただいた後のいろんな市民の声を反映する機会というのが、従来の公共施設であれば、図書館のことにに関して、それから公民館のことに

て、いろんな場面で議会からは市民の声を届ける機会があつて、改善に向けてそういうお声も届ける機会があるんですけども、指定管理となりますと、そういう機会も、例を取りますと道の駅の運営等についても、指定管理者が運営されて、とやかく経営に関して介入することもなかなか難しい、機会もないと、こういうふうなことになっておるかなと懸念をします。

この施設が指定管理された後の議会としてのお声を届ける機会というんですか、そういうものもどこかであるべきかなと、そういうふうに過去の道の駅、それからウェルネス、それからゆうあいステーション、そういった施設に関しても、いろんなところでそういう指定管理によって声の届けられなくなった事例もあるやに感じていますので、今後の出来てからのそういう機会、運営協議会であったり、そういうものが設立されて、その進捗なり、お声を届ける機会があるのかどうか、検討されているのかどうか、お聞きをします。

奥本委員長 時間がかかりますか。一旦止めましょうか。

暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡します。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時30分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議長からのご質問にありました指定管理後の、議会が協議会等で関与する機会というか、そういうのがあるのかどうかに関しまして答弁をお願いします。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。ただいまの増田議長のご質問にお答えさせていただきますが、まず、直営の施設とかであれば、協議会であるとかそういったものがある。これも今後、議会と附属機関との関係性というのも何かいろいろ協議されているということもありますので、今、これに関しては置いとかせていただきまして、指定管理者に任せるということは、あくまでも民間事業者が、これからこの館を運営していくということに対して、今後議会からの関与というか、議会からいろんなご意見を頂戴する場ということなんですけども、まずはしっかりと行政側の担当課であります、生涯学習課になりますけども、そちらときちっと密に連携しまして、当然モニタリングであるとか、そういったことも全部しっかりとやっていく中で、今回こういった、今もうこれは特別委員会ですけども、議会でそういったことをいろいろと意見を聞かせていただく場というのは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

奥本委員長 増田議長。

増田議長 よろしく申し上げます。やっぱり公共施設、貴重な市の財産を活用して事業をお任せする以上、もう自由にやってくださいでは困ります。特に利用者中心の施設になりますので、いろんなご意見頂戴すると思います。また新たなチャレンジといいますか、形態で運営していただくということになりますと、よしにつけはあしきにつけ、いろんなご意見も頂戴するかと思いますので、特にオープン当初はそういう機会を設けていただいて、議会としてもいろんな声を反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

奥本委員長 ほかに質疑ありませんか。

速水委員。

速水委員 指定管理ということですので、行政ではできない民間活力を活用していくということなんですけれども、にぎわい施設という形だと思うんですけども、ビジョンをお示しただけですでしょうか。教えていただけますでしょうか。今後のビジョン、いろいろ多分提案があると思いますので。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

この複合施設を運営していくに当たっての指定管理者のビジョンということですが、共同事業体のビジョンとして、場を開き、人を結び、共にまちを育む私たちの広場ということでお示しをいただいております。これは我々が示しております施設のいわゆる整備コンセプトというところと共通する部分が大いにございます。誰もが気軽に立ち寄ることができる開かれた場とすること、それから、これまでの公共施設を利用してこなかった人々、未来を担う子どもたちを結んでいくというようなこと、それから、総合学習や人材育成の環境を育むまちのリビングとして共に成長していきたいというようなことをビジョンとしていただいております。

以上です。

奥本委員長 速水委員。

速水委員 そういったビジョンは、今後もどんどん提案していただいて実行していくということでもろしいわけですね。

奥本委員長 よろしいですねという、もう一度確認ですね。再度重ねて確認です。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 今後6年間にわたりまして指定管理事業というのを継続していただくこととなります。継続に当たりまして、このビジョンをもとにたくさんの多岐にわたる前向きな提案をいただいております。なかなか行政では実現が不可能であった、先ほどからも話に出ておりますカフェの運営、これはうちのほうでもハードルが高いと思っていたところを実現していただいたというところで、かなり頑張って努力していただいたのかなという部分があります。

それから、今、遊び場を館内に整備するというを想定しておりますが、遊び場に関しまして、週末にプレイリーダー、いわゆる遊び方を教えてくださるスタッフさんというのを協力企業から派遣をいただいて配置していただくということになります。こういったことも我々行政ではなかなか思いつかなかったような範囲の提案であったのではないかなと思っております。

それから、元へ戻るような話になりますが、開館時間の延長、これもかなりの時間延長をいただいております。夜9時まで両館を開けていただくということになりますので、これもただ開けるということだけではなくて、9時まで有効に活用していただくための提案をたくさんいただいているところです。

それから、休館日も、ほぼ月1回ということで提案いただきました。これももし行政で実現しようと思うと、一応試算させていただいたんですが、指定管理料の人件費が8,200万円程度でいただいているんですが、それを置き換えて、直営でいわゆる職員配置をしまして試算したところ1億超えてくるんです、恐らく1,800万以上直営でやるほうが高くなるんじゃないかと。そこを効率的に運営していただくというのも、民間ならではの提案じゃないかなと思っております。

こうして浮いてきたお金というのを、そういうふうに向きに使っていただくということで、たくさんの提案をいただいておりますので、事業者からも、我々の思いに共感していただいて、前向きに提案をたくさんいただいているということです、これからの展開に期待を寄せたいというところでございます。

以上です。

奥本委員長 速水委員。

速水委員 ありがとうございます。ぜひ民間の力というか、活力というものを反映できるような形でしていただければと思います。

奥本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 なければ質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 議員間討議は希望されないということで、ないようであればこれより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたしたいと思っております。

この當麻複合施設におきましては、長くこの特別委員会、過去議論してまいりました。その中で、複合施設にするという目的、これについてはだいたい議論しました。私は複合施設にすべきでないという立場をとってまいりました。しかし、複合施設にする大きな理由が、公共施設の再配置、要は公共施設管理のマネジメントの中で、公共施設を減らしていく、床面積を減らしていく、そうしたことから国も特別に有利な起債もできるということもやって、人口減少の中、また葛城市は合併をいたしましたから、そうした議論の中で、縮小ということの中で複合化ということになったと思っております。

私は、図書館のスペースとしても大変頑張っただけでありますが、やはり図書館と文化会館と庁舎施設というものを文化会館に入れるということで、非常に手狭になるわけですが、これを選択したのはやはり経費の問題が一番大きかったんですね。今後の30年後でしたか、50年後の実際にリフォームにかかるような各施設の経費を出す中で、その費用の中で大きく経費削減ができるということが、やはり大きな理由の1つになったと思っております。つまり、この複合施設の方向性は、そうした方向の中での議論だったと私は理解し

ているんです。

したがって、この指定管理料、今回初めて出てまいりました、数字が。補正予算等も必要になるから出てくるわけですけれども、この中でほぼ現状の施設の倍以上の経費をかけることになる。もちろん開館を長く開けるとか、時間も長く開けるといことになると人件費もかかるということなんです、ここはもう倍はかけて、これが毎年出ていくようなことになるので、私は議論の方向として、このことがきちっと検証されたのかなど。どこまで市民の方にサービスを提供するのかと。もう目いっぱい反映さそうということで、本当に大きな費用をかけたなど、指定管理については、料については。これは現在の葛城市においてバランスのとれた支出になるのか、私自身は疑問に思っております。こうしたことの議論、検証が十分なされずにこういう金額になったということについて、そもそも異議を唱えるものであります。

2つ目は、指定管理者制度に関わって、これは収益的事業を行う、例えば道の駅事業とか、あるいはスポーツセンターでもそうですが、収益的事業に非常に相性のいいものについては、指定管理者制度というのはいかに運用できるのもいいと思いますが、図書館と市民活動ということになりますので、この分野で果たして指定管理制度がなじむのか。つまり、利益を追求する、利潤を追求するというのが民間事業者の使命でありますから、それと公共サービスがどの程度うまくかみ合わせができるのか、これに対しては私も疑問に思っております。

もちろん提案を見ますと、他施設でもいろんな実績を上げておられるようですから、これは今後しっかりと議会としても見ていかなければならないと思っておりますけれども、根本的に、私はこうした多様な公共サービスが行われる中でも、こうした分野についての指定管理者制度については疑問を持っております。唯一言えるのは、企業さんがもうけるのは人件費のところでもうけはりますので、この指定管理者施設で働く職員さんの働き様を、これはしっかり見ていかなければならないなと個人的には思っているところですが、この2つにおいて、私は指定管理者制度の導入による、この経費をかけたこうした議案については反対の立場を表明しておきたいと思っております。

ただ、これについては、担当課のほうは、長年にわたって市民の声をワークショップ等でしっかり聞いていただいたり、あるいは審査講評、この経過、選定に当たっても情報をちゃんとホームページに開示されたりと、市民に透明化を図って、情報もちゃんと提供して、議論の場を提供していただいていたことについては感謝したいと思いますけれども、今後、しっかりと実が上がるようになるかどうかについては、見ていきたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 私は、議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

私が、今回賛成するのか反対するのかというふうなことについて、大きなところというのは、今回の複合施設で當麻図書館の部分がやはり大きなウエートを占めていると思っております。

當麻図書館は、私がかねてから申し上げていたとおり公共施設ですので、公共図書館としての機能、これがきちっと保持されているのか、守られているのかというところが問題になってくるかというふうに思います。

これにつきましては、この指定管理業務の要求水準書を確認いたしましても、例えば資料管理というところにつきましては、例えば直営であります新庄図書館の、提案はもちろんこの指定管理業者さんからしてくださいよと。しかし、それについて、きちっとこれについて承認をするというふうな仕組みができておりますし、また資料を収集しましたら、それを分類して配架しなければいけませんけれども、これも従来の新庄図書館と同じような、日本十進分類法に含むようなそういった形できちっとするというふうなことです、このことについてはクリアされているのではないかなと思います。

また、公共図書館におきましては、例えば郷土資料の収集であるとか、それからあと市民のためのサービス、知る権利を保障するというのが公共図書館の役割でございますので、これにつきましても公共図書館を担当されます株式会社ヴィアックスの目指す図書館像というふうなことをうたっておられますけれども、昔の図書館法みたいながちがちな難しい言葉じゃないんですけど、今風の言葉に変えながら、きちっと郷土資料についても、それから公共図書館はコミュニティのためのものでありますので、それについてサービスをしますというふうなこと、公共図書館の理念に沿ったようなそういったことをされるということで、こちらについては納得をさせてもらったということでもあります。

また、公共図書館は従来機能ということ、これはもちろん最低限保持しなきゃいけないわけですが、それだけではいけないわけございまして、今回の複合施設をわざわざつくるということにつきましては、やはり従来図書館を利用されていなかった人にも来てもらいたい、公共図書館というのは大体1割以上の市民の方が利用されるので、割と利用者が多い、公共施設の中では利用者の多い施設であると一般的に言われていますけれども、それを超えるといいますか、それ以上の今まで利用されたことのない幅広い年齢層の方に来ていただければいけないというふうなことで、今回300を超えるイベントとか講習とか講座をやりますというふうなことで、このかつらぎ未来デザインパートナーズという共同事業体が提案をされているところであります。

これは本当にできるのかというふうな懸念の声もありましたけれども、これにつきましても、JTBCコミュニケーションデザインさんというのは、これも私が調べたところ、やはり企業や自治体向けのイベント運営であるとか、それからプロモーション支援というのも多数されておりますし、それからインバウンド関係のコンサルティングなどもされていますので、こういったことについても十分担保できているんじゃないかなと思うものでございます。

ということで、今、私どものこの委員会でも長らく議論をしてきて、やはり市民にとって、先ほど議長もわくわくするというふうなことをおっしゃいましたけれども、多くの人たちが、来られるそういった施設が管理運営されて、その理念が実現するために、私としてはふさわしい指定管理者ではないかなと思う次第でございます。そのことにおきまして、今まで議論したことが、実際に開館後実現されることを願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。

す。

以上です。

奥本委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第80号議案を採決いたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

奥本委員長 起立多数であります。よって、議第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

調査案件(1)、(仮称)當麻複合施設及びその周辺整備に関する事項についてを議題といたします。

今回ご報告いただく内容につきましては、4つの項目があります。整備工事の進捗状況、開館に向けたスケジュール、(仮称)當麻複合施設の愛称、それから(仮称)當麻複合施設周辺エリア活用事業についてでございます。初めに整備工事の進捗状況について、それと開館に向けたスケジュールについて、(仮称)當麻複合施設の愛称についてを報告いただき、質疑の後、(仮称)當麻複合施設周辺エリア活用事業についての報告を受けたいと思っておりますので、ご承知おきください。

それでは、理事者より報告願います。

木下庁舎機能再編推進室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下でございます。よろしくお願いいたします。

前回、令和7年9月22日に開催をいただきました第14回特別委員会におきましては、付託議案になりました(仮称)當麻複合施設整備工事に係る工事契約の締結についてご審査いただきました。本日は、その後の進捗状況等についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料2をご覧ください。

まず、(仮称)當麻複合施設整備工事の進捗状況についてご報告いたします。9月議会で工事請負契約の締結について議決をいただきました本案件につきましては、10月より工事を開始をいたしております。平面図におきまして、ピンク色に着色した箇所になりますが、工事施行に伴い工事ヤードの確保等により一部通行ができないエリアが生じております。駐車場、駐輪場に関してはこれまでどおりご利用をいただけますが、歩道等の改修が発生する際には必要に応じて仮歩道を設置するなど、対応をとりながら安全確保に努めてまいりたいと思っております。

11月末時点の進捗状況としまして、写真を下段に添付いたしております。現在、當麻文化会館の仮囲いの中では内部の解体工事を進めているところです。参考資料といたしまして、

次ページに当たりますが、関連事業のスケジュールを添付しております。令和7年度中を目途に解体工事を完了し、令和9年1月末の竣工に向けて取り組んでおります。また、3行目に当たりますが、現在、當麻複合施設の内装工事に当たる室内遊び場、それから書架の設置工事につきまして、事業者を公募中でございます。年明けには受注者の決定を目指しているところです。その他、進捗があり次第、以前にも活用させていただきましたが、LINEWORKS等を活用いたしまして適宜ご報告をいたしますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、続きまして、(仮称)當麻複合施設の愛称決定についてご報告をいたします。複合施設の愛称につきましては、令和7年7月1日から8月29日にかけて募集を行いました。主に市内から合計549件と多数のご応募をいただいた中から、審査委員会による審査の結果、愛称は「niconowa (にこのわ)」に決定をいたしました。愛称の由来といたしまして、にこのこの「nico」と、みんなが笑顔でつながる大きな輪をイメージして名づけていただいております。niconowaに集まる全ての人が笑顔となり、わっと驚く出会いや発見が加わって、人と人をつなぐ笑顔の輪が広がり、やがて地域の輪として大きく育まれていくことへの願いが込められております。また、當麻町と新庄町の2町合併により誕生した葛城市の成り立ちにちなみ、2個の輪という意味も込められたダブルミーニングとなっているそうです。今後、気運醸成等の取組の中でも、niconowaの愛称を活用し、末永く親しんでいただければと思っております。また、考案者の方を複合施設のオープニングセレモニーにお招きをし、表彰式を行う予定をしております。

以上です。

奥本委員長 ただいま報告いただきました工事の進捗スケジュール、愛称についての質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。特にないですか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つ懸念されているのは、この委員会でもたびたび出ていることですが、駐車場のことについて伺います。今も農村広場等、行事があれば駐車場がいっぱいになるという状況です。そこに今度コープさんが来るということであれば、買物客など、特に土日に大変多くなる。そこに複合施設もあって、土日に来られる方もある。それでまずお聞きしたいのは、この計画における、複合施設、農村広場、それからコープさん、最大の駐車台数というのはどのように見込んでおられるのか。

奥本委員長 どうでしょう、次で行きますか。次の周辺整備のところよろしいですか。

谷原委員 わかりました。そこでお聞きします。

奥本委員長 ほかにないですか。

吉村委員。

吉村委員 愛称がniconowaに決まったということで、非常に意味も分かりやすいですし、いいなと思うんですけども、これのロゴマークというか、文字を看板等に掲出すると思うんですが、そういったフォントというのは、新しい建物ですから、それにふさわしいデザイン

チックなというか、普通のゴシックとか明朝とかじゃなく、そういったものがないのかなとも思うんですが、そういったところは考えていらっしゃるのかなということと、あとそれから、施設によってはシンボルマークをつくっておられるところも施設によってはあろうかなとも思うんですけども、そういった今後お考え等はあるのかなということをお伺いいたします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 愛称が決定をいたしましたので、今後、その設計者でありますとか、指定管理者にもご協力をいただきながら、ロゴタイプ、それからロゴマークもできれば考案してまいりたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 建物のそういったイメージというか、建物にぽつと文字が入っているだけで随分と印象は変わろうかと思えますし、それからあとパンフレット等に使えると思えますので、ロゴマークも検討してみようかという話でしたので、ぜひともロゴマーク、それから親しみやすいフォント、文字のデザイン、よろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、続きまして、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業についての報告をお願いします。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下です。続きまして、(仮称) 當麻複合施設周辺エリアの活用事業について説明をさせていただきます。資料の3をご覧ください。

(仮称) 當麻複合施設の整備に伴って生じる現當麻庁舎、現當麻図書館及び駐車場等の跡地につきまして、商業施設等として活用いただける民間事業者を公募していた案件につきまして、公募型プロポーザルにより2者からの提案をいただきました。選定委員会による審査の結果、令和7年10月22日付で、市民生活協同組合ならコープを特定し、令和7年11月26日付で、葛城市(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業基本協定の締結に至っております。

この協定は、現在の當麻庁舎北側の駐車場及びその東側の論地池のエリアに、この先30年間の事業用定期借地権を設定し、ならコープが当該土地に民間施設を建設し運営することを目的としたものです。民間活用に伴う市の既存施設の解体、市の駐車場の整備をするにつきましても、民間施設と同時に施行することを含め、ならコープと市で合意をするための協定となります。今後、令和10年春頃の商業施設開業を目指しまして、令和8年度の当初より整備工事に着手する予定となっております。

それでは、提案書に基づく整備事業の内容につきまして、資料の3-2をご覧ください。ならコープによる民間施設部分の整備イメージとなります。現在の論地池を埋立てし、2棟の平屋建ての施設を建設する計画となっております。

28ページでは、主にソフト面の提案を一覧表に取りまとめをしております。ならコープが提案する事業効果として、多岐にわたる提案をいただきました。個別の説明は割愛をさせていただきますが、複合施設との連携でありますとか、子どもたちも使いやすい施設をはじめとした市の政策や地域コミュニティに寄り添ったならコープならではの提案内容となっております。

続いて、29ページです。主にハード面の提案を平面図上に取りまとめをしております。こちらでも個別の説明を割愛させていただきますが、民間施設と複合施設をつなぐ安全な動線への配慮や、イベントを共催した際にエリアの一体感が生まれることを目的とした店舗の配置など、市の目指すコンセプトに共感をし、複合施設との一体感を生み出すにぎわいの創出を目指す姿勢がうかがえるものとなっております。

また、30ページでは、民間施設の整備に伴う公共施設部分の整備イメージを取りまとめをしております。既存施設の解体、公共施設用駐車場の整備、屋外イベント時の活用を想定した多目的駐車場の整備、既存フェンスの全面更新、歩行者用スロープの整備、農村広場への進入路の拡幅、農村広場の一部への駐車場の整備、防球フェンスの新設といったものが主な整備内容となっております。これらの整備内容は、公募に当たりまして、市が要求水準として求めた内容が基礎になっており、市の費用負担により整備を行うものとなりますが、民間施設と同時に施工を行うことで、民間のノウハウを活用したスムーズかつ効率的な施工により、工期の短縮や市の財政負担の軽減効果が望めるものとなっております。

なお、事業者の提案額は1億4,937万円となっております。補正予算の成立後に事業者と詳細を協議しながら施工を進めてまいる予定となっております。

以上、ご審査賜りますようお願いを申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、質問等を受け付けます。何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 商業施設が来るということで、地域の方々は大変期待されているところです。複合施設と一緒に、にぎわいをつくる施設になると思っております。関係者の方のご努力だと思っております。

さて、質問なんですけども、一番懸念されているのは駐車場ですね。ここに一部は台数は書いてあるんですけども、最大の駐車台数はどうなのかということと、実際に土日等、それで間に合うということなのか、想定で。これが1つです。それから2番目は、併せて周辺の整備をどう考えておられるのかということを知りたいんです。というのは、やはり交通量が増えると考えられます。特に買物は毎日のことですので。これは南側からは入りやすいんですけども、当麻寺駅方向から来られる方は、一部道の狭いところもあって現在でも大変問題になっているところでもあります。ここが交通上、今後難所になるかなど、近隣の方にもご迷惑になるかなというふうなところがあって、やはり周辺整備、道路整備です、主に。これについてどういうふうにお考えなのかということについて聞かせてください。

奥本委員長 ただいま質問ありました駐車場に関しては、資料ページ29と30に台数が書いていますけ

ども、中継を見ていらっしゃる方は分からないので、数字で具体的に、公共施設部分と農村広場のところが幾ら幾らと、それから商業施設の部分に幾らという、そういう形でご答弁お願いします。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

駐車場の台数につきましては、まず台数からですが、市の公共施設用駐車場といたしまして、まず現當麻図書館の跡地あたりに約105台の整備を予定しております。それから、農村広場のほうに、農村広場の利用者の方に優先的に活用をしていただける駐車場としまして、公共施設用駐車場を62台整備予定となっております。民間施設のほうは別ページになりますが、民間施設用駐車場ということで、113台を民間施設の西側に整備をされる予定となっております。

現在の駐車場台数というのは、一部當麻庁舎の取壊しによりまして約20台ぐらい増加しているというか、当初の駐車場よりも増えた状況にあります。それを合わせまして147台が現在の駐車場台数になります。将来の整備台数が167台ということになりますので、今よりも増加するということになります。

一応試算上、今の複合施設の利用者、それから農村広場の利用者を合わせて利用していただいた場合にも、通常の利用の場合であれば、ピーク時に150台あれば台数は賅えるだろうということで試算をしておるところです。

以上です。

奥本委員長 道路に関して。

東副市長。

東 副市長 私のほうから、道路整備の件に関してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、道路整備に関しましては、谷原委員お述べのように、南側からの進入路に関しては信号もあって問題ないのかなと思っておりますけれども、北から来る場合、当麻寺駅から来る場合は若干狭いしというところかなと思っております。その辺に関しましては、周辺道路の安全対策といいますか、歩道であったり、また横断歩道であったり、カーブミラーであったり、いろいろあるわけですが、その辺に関しましては、当然、今から工事等が入っていく中で、路面といいますか、道路の舗装もそうですけれども、高田警察と協議しながら、また道路管理者とも協議しながら、使われる方の安全確保というものは当然していかなければならないのかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員は、この施設がオープンしたときの車の流れを懸念して、北側方面、当麻寺駅までがどうですかという質問でした。今、副市長は工事のところをおっしゃいましたけども、それ以降の、オープンした後の予想というところをお願いします。

東 副市長 すみません、ちょっと言葉足らずでした。実際オープンしてみないと、車の流れがどうなるのかというのは、これは未知数の部分はございます。でも、我々といたしましては、できる限りの安全対策は講じながら、ここから先はちょっと狭いですよとかというふうな看板

を立てるとか、逆に北から入ってくる時はちょっと渋滞しますとか、そういった対策も講じながら、一旦動いてみてどうなるかというのも、また判断しながら、適切な対策を講じていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 駐車場については、今の見込みだと新たに駐車場を計画以上に増設する必要はないということでお伺いしました。現状でピーク時には十分受入れ可能と。2つ目ですけれども、私が懸念していますのは、副市長も現地を見られたらと思うんですが、北側に抜けるところが一部大変狭くなって、従来から住民の方からいろいろご要望があって、水路に水路ぶたを敷設して拡幅して、子どもが、あるいは自転車がよけるようにしたり、車が1台しか通れないというところがあるんです。それが北と南でよくこうなって、おまえが後ろに下がれとかいうけんかが起きたり、地域住民の方もいろいろとその場所は懸念されているところがあります。今はそんなに通行量が多くないんですよ。多くなくてもそういうことが時々起きている状態なので、将来これだけにぎわいを持とうというふうなまちづくりの中ですから、周辺の道路整備についてもご検討願えたらと思います。これはもう意見だけでいいです。

奥本委員長 吉村委員、関連で。

吉村委員 今、谷原委員は、具体的に当麻寺駅からの車の進入路について話をされました。私も以前に、恐らくこの委員会であろうかと思いますが、申し上げたことがあるんですけれども、磐城駅から電車で降りられて、磐城駅から来られる方なんですが、それが今度は車じゃなくて歩道なんです、それが磐城駅は道路の北側にありまして、そこからもし歩道だけを通ってこようと思ったら、1回信号を渡ってから南の歩道において、またず一と歩いてから、また当麻庁舎の前の交差点でまた北に上がらなければいけないというふうなことに現在なっています。私はもうそれが面倒くさいので、いつも北側のほうを歩いてきて、車が来たらちょっと身を潜めて、また車が来たら身を潜めてというふうにして来ているんですけれども、ここも私は改善が必要な部分だろうと、歩行者の安全を守るためには。

また、車で来られない、例えば新庄方面から電車で来られて、お子様を連れて来られる、あるいは中学生、高校生だけで来られるということもあろうと思いますので、委員長、これはすぐお答えにはなりにくいかもしれませんが、意見として併せて言わせてもらえたらと思っております。これの改善もお願いをしたいと、そこら辺も改善が必要であるということとは申し上げておきたいというふうなことです。

奥本委員長 答弁求めましょうか。

吉村委員 ではお願いします。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。吉村委員のご意見でございますけれども、あこはご存じのように国道となつてございます。ですから、我々の一存では当然いかない問題ですので、国道事務所とまた協議しながら、どのような対策ができるのかというのは検討できるかなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 なかなか難しいと思いますけれども、できる限りの対応を、やはり安全が大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

福本委員。

福本委員 私が子どものものとして一番願っておりました室内遊び場というのを入れていただいているというので、非常にうれしく思っております。ただ、今見させていただいている中で、駐車場のところから複合施設、もしくはコープさんのところに行くというふうなところでも、この中では書いておられないんですけど、もしかして議論されているかもしれないんですけども、駐車場のところが雨ざらしになってしまうわけなんですよ。小さなお子様を連れてこられるときって、ベビーカーをやったりだとか、抱っこしたりで連れていくわけなんですよ。横断歩道もありますし、多少時間はかかってくるかなというふうなところで、やはり雨ざらしばっかりでは厳しいかなと思いますので、上に、何と言うんでしょう、上にできるものが、タープと言いますか、そういったものがあれば、もっともとお子様たちが来やすいような環境になるんじゃないかなとも思っています。もし検討されているのであれば、どこからどこまでそういったタープをつけていただけるのかというふうなところもお答えいただければと思っております。よろしく願いいたします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

車寄せにある雨よけといいますか、屋根の仕組みにつきましては、複合施設側につきましては身体障がい者優先駐車場ということで1台分、屋根付きの駐車場を用意させていただいているところです。それはもう施設横づけになりますので、別入り口から誘導して入っていただくような動線となっております。今、お問いにありましたように、例えば向いの駐車場にそういった計画があるかということについては、現時点では想定をしておらないところです。

奥本委員長 福本委員。

福本委員 想定してないということやったので、ぜひ今から、もし間に合うのであれば、お子様たち来られたとき、せっかく子どもの遊び場をつくっていただけるんですから、お子様たちが入ってきやすいように、お母さんとお父さんとお子様たちが出入りしやすいように、特に雨の日、物すごく難儀しはると思うんです。ちょっと時間がかかって、お荷物を持っているとかでも非常に難儀しはると思いますので、せめて歩道だったりだとか、通行するところに関しては、そういうふうな雨ざらしにならないようにご配慮いただけたらなとも思っておりますので、強く要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 よろしく願いします。今から質問するのは難しいことになるかもしれないんですけど

ども、公共交通のバスの停留所なんですけども、今、一番手前の竹内のバス停になると思うんですけども、竹内のバス停と違う、これはどこやったかな。竹内のバス停ではないですね。

奥本委員長 文化会館かな。

(「當麻庁舎前」の声あり)

川村副委員長 當麻庁舎前ですね。當麻庁舎前というバス停を皆さんご利用になるとは思いますけども、買物の拠点が奥のほうになってしましまして、買い物をされる高齢者の方、今、子どもさんのこともおっしゃっておられたんで、高齢者の方が荷物を持ってこのバス停まで行くということについて、この近くにあったらなあって多分求めてこられるのかなとも思います。バス停はこの道沿いから南と北にあるわけですけども、北側にある當麻複合施設に隣接するところはすぐに複合施設にも行けますし、ただ言うようにスーパーにはちょっと遠いという状況になるんで、どちらにしてもバスから乗りつけられる方について、バスの停留所というのを公共交通のほうで考えていく余地があるのかどうかというのを、できるかできないかということもありますけれども、検討は願えないのかなあと思っているんですけども、その辺の考え方について教えていただけますか。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

公共バスの乗りつける場所につきましては、商業施設のほうからは少し遠い位置に当たるということがございます。提案の中でも、ならコープさんからはそういった面に関しても配慮いただいているといえますか、歩み寄りの姿勢というのは随所で見せていただいているところです。公共交通バスとの連携を検討したいというような内容の提案もございましたので、考え合わせながら、うちのほうも協議を進めていながら、そういった配慮ができる面があるかどうか検討してまいりたいと思います。

以上です。

奥本委員長 川村副委員長。

川村副委員長 ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

木村委員。

木村委員 よろしく申し上げます。農村広場のことでお聞きします。防球フェンス整備12メートル、グラウンド等とされているんですが、これはどういう状況でされるのかと、グラウンドはしばらく使えなくなるんですか。その点だけお聞きします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 現在の農村広場ですが、南北東西と100メートル近くの延長がございます。その一部、グラウンドの南側に当たる部分ですが、その一部を改良いたしまして、駐車場として活用できるよう整備をしたいと思っております。その駐車場のほうにボールが飛んでいくことを防ぐために、12メートルの防球フェンスを設けるということでございます。グラウンドから東側に向けても、ボールのほうに飛び出るといったことが多数発生していると

ということも状況的に伺いしておりましたので、民間施設が来られるということもありますので、事前に防球フェンスをそちらのほうにも新設させていただきたいということを考えております。この防球フェンス、あるいは駐車場の整備工事中は、このグラウンドは利用ができないといった状況で、予約は少し制限をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

奥本委員長 木村委員。

木村委員 使えない期間というのが今なかったんですけど、現時点ですごく使われていると思うんです。

グラウンドゴルフであったり、少年野球の公式試合だったり。使えないというのは、グラウンドが子どもたち、またなくなるんです、使っているものを工事で使えなくしばらくするという期間のことと、あとグラウンドが狭くなるということですよ。ということで、これから公式試合ができなくなるとか、その辺の確認は取られているんですか。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 工事の期間に関しましては、事業者さんをお願いをする工事と委託をする工事ということにもなりますので、その期間については、予算がとれて契約後にそういった具体的な協議というのを進めていくことになるんですが、制限する期間が短くなるように調整をしてみたいと考えております。

それから、南北の延長が約15メートルぐらい縮まることになります。これによりまして、設置後に南北の幅が約88メートルというところに制限されてまいります。この距離に関しましては、少年野球の公式試合に必要な距離というものを十分に満たしているという長さになっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

奥本委員長 木村委員。

木村委員 確認を取られているんやったら。民間にさせていただくであれば、極力使えるように、その期間を短く、市のほうから強く言っていただいて、どういうふうにするかも詳しく検討していただいて、本当に使っているんで、実際、少年野球の子たちもグラウンドがない、またなくなるということになりますので、もし使えて工事ができるのであればそれも検討していただいて、極力使えるようにしていただきたいので、よろしく願いしておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

追加で。

福本委員。

福本委員 先ほどの木村委員のところと関連でお話をさせていただきたいなと思うんですけども、グラウンドの幅がちょっと狭くなる、南北も狭くなって88メートル、フェンスの高さが12メートルということなんですけれども、このグラウンドは子どもだけじゃなくて大人も多分使われていることもあるのかなと思うんです。野球をやっていると、やはり結構ボールって飛ぶわけなんですよね。少年野球の子でもかなり体の大きなお子さんであれば結構距離を飛ぶんです。12メートルの高さで大体大丈夫と想定されているのかどうなのかというところと、ま

た、東西のところ、特にフェールになるんですけれども、その辺りのところで12メートルで超えていかないのかなと。今までのところやったら結構超えていているというのをよく見ているんです。12メートル、多分高さ的にも、フェンスの固さとかそういうのも限界のところなのかな、どうなのかなというのは分からないんですけれども、高さについてどこまで協議されていたのか教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

奥本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 12メートルのフェンスの高さにつきましては、現在設置しておりますフェンスの高さを基準に検討いたしております。今のフェンスの位置よりも、どちらかというところとグラウンド側に近づくほうに同じような高さのフェンスを設置させていただきますので、その軌道上は、今までよりも外に出づらくなるということを期待しての12メートルということで設置をしております。

以上です。

奥本委員長 福本委員。

福本委員 出づらくなるのか、僕もう一んと今思いながらお聞きをしていたんですけれども、極力皆さんに見ていただいて、もう一回この角度やったら出ないだろうなど。結構引っ張るときって、上に高く上がって引っ張ってしまって、飛び越えて車に当たったりだとかということはやはりあるのかなと思いますので、高さが足りるのかどうなのか、僕も今分かりにくいんですけれども、その辺りをもう一度を見ていただいてもいいのかなとは思っています。

奥本委員長 防球ネットの高さの規定か何かがあるんですか。それと、何メートルぐらいまで工事可能かどうか、その辺はいかがでしょうか。12メートルが限界なんかな。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 フェンス屋さんというか、事業者のほうにも何社か相談させていただいた上での話にはなるんですが、たしか12メートル以上のフェンスを設置することももちろん可能にはなるんですが、費用的に極端にそこから高くなるというようなこともありまして、現在のものを基準に考えさせていただいたというところなんです。

奥本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、調査案件(1)、(仮称)當麻複合施設及びその周辺整備に関する事項につきましては以上といたします。

これもちまして、本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

杉本議員。

(杉本議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。この當麻庁舎の跡地の再活用というところで、やっとなどが、具体的な絵が出てきましたので、期待されている市民の方も非常に多く、これまで當麻から全てがなくなっていく、庁舎がなくなって、銀行がなくなってという話がありましたけれども、何とか未来につながる話がまとまりつつあるのかなと思います。

まだまだ実現に向けて、ハードルはいろいろありますけども、理事者の皆様方、どうぞうまく話が進むようにお願いします。また、議会もこの特別委員会を通じて協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後0時29分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会委員長

奥本 佳史